

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の
事業計画変更等に関する処理方針について

一部改正	平成 19 年	2 月 16 日	中国運輸局公示第 127 号
一部改正	平成 24 年	1 月 13 日	中国運輸局公示第 74 号
一部改正	平成 25 年	8 月 6 日	中国運輸局公示第 26 号
一部改正	平成 25 年 11 月	5 日	中国運輸局公示第 49 号
一部改正	平成 27 年	3 月 26 日	中国運輸局公示第 91 号
一部改正	令和 元年	9 月 30 日	中国運輸局公示第 34 号
一部改正	令和 7 年	8 月 1 日	中国運輸局公示第 36 号

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関しては、
「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可申請事案の処理方針
について」（平成 15 年 2 月 28 日付け中国運輸局公示第 183 号。以下「許可公示基
準」という。）の定めるところによるほか、下記により処理することとしたので公示す
る。

平成 15 年 2 月 28 日

中国運輸局長 富士原 康一

記

I 一般貨物自動車運送事業

1. 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

(1) 事業計画の変更の認可

- ① 事業計画の変更のうち、営業所の位置、自動車車庫の位置及び収容能力、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別並びに特別積合せ貨物運送に係る営業所又は荷扱所の位置、積卸施設の取扱能力、運行系統並びに運行日及び運行回数の変更、貨物自動車利用運送をするかどうかの別に係る申請については、「許可公示基準」に適合するものであること。
- ② 新たに霊きゅう自動車を配置し、又は新たに普通自動車を配置しようとする事業計画の変更認可申請については、霊きゅう自動車又は普通自動車を使用する運送について、それぞれ「許可公示基準」に適合するものであること。

(2) 事業用自動車の数の変更の認可

貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第6条第1項第1号に規定する「当該変更後の事業計画が法第9条第2項において準用する法第6条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合」には以下に掲げる場合等が該当するものとし、審査に当たってはそれぞれ以下に定めるところによることとする。

- ① 変更後の事業用自動車の数が「許可公示基準」1(2)に適合しない場合 減車によるものである場合にあっては災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認めることとし、増車によるものである場合にあっては当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り認めることとする。
- ② 増車を行う場合であって、イ～ハに該当する場合等法令遵守が十分でないと思われるとき (6)①の基準に準じた審査を行うこととする。
 - イ 変更を行おうとする者と法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である場合
 - ロ 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である場合
 - ハ 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている場合
- ③ 増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となるとき（当該合計が10両以下であるときを除く。） (6)①の基準による審査を行うこととする。

(3) 事業用自動車の数の変更の事前届出

事業計画の変更のうち、事業用自動車の数の変更（(2)に該当する場合を除く）については、以下の事項に適合するものであり、かつ、その内容が真正なものであること。

ただし、事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前変更届出は要しないものとする。

- ① 事業用自動車の数の変更については、令和元年8月1日国自貨第40号通達に定める書面を添えて、あらかじめ届出書を提出すること。
なお、繁忙期等においては当日に確認の処理をすることが困難な場合があるため、出来る限り実施予定日より前に提出するよう努めること。
- ② 増車の届出に伴い、車庫の収容能力の拡大等事業計画の変更が必要となる場合には、その変更手続きが終了していること。また、事業を遂行するに足る運転者、運行管理者及び整備管理者が確保されていること。
- ③ 自社営業所間における車両融通は、短期間のものであっても当該営業所それぞれにおける増車・減車の手続きを行うこと。ただし、「貨物自動車運送事業に係

る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について」（令和6年8月30日付け国自貨第278号、国自安第50号、国自情第121号、国自整第112号）による取扱いは、この限りではない。

(4) 営業所の位置の変更の届出

中国運輸局長が指定する区域内における位置の変更の届出については、車庫との距離制限上支障のないものであること。

(5) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更の取扱いについて

車庫、休憩・睡眠施設並びに積卸施設等の共同使用及び幹線の共同運行に伴う事業計画の変更の場合、協定書等の提示により内容が確認できるものであること。

(6) 法令遵守

- ① 事業規模の拡大となる申請〔新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送事業をおこなおうとする場合、営業所の新設（増設に限る。）、事業用自動車の増車（(2)③に掲げるものに限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請〕については、イ～への全てを満たすものであること。

イ 申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）又は申請日以降に、中国運輸局長又は中国運輸局管内の運輸支局長から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。

ロ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、中国運輸局管内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。

ハ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

ニ 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること。（特別な事情がある場合を除く。）

ホ 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。（報告・届出義務の種類ごとに、直近に当該報告・届出の期限が到来しているものを対象とする。）

へ 施行規則第 12 条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

- ② 事業計画の変更のうち、増車については申請者又は届出者が、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により中国運輸局長又は中国運輸局管内の運輸支局長から車両使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

2. 運送約款の認可

- (1) 施行規則第 10 条に規定する記載事項が明確に規定されているものであること。
- (2) 運賃・料金の収受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。
- (3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。
- (4) 運賃・料金の収受に関して、施行規則第 11 条に該当する場合を除き、運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められていること。
- (5) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮されたものであること。

3. 事業の譲渡譲受の認可

- (1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続きによることとする。
- (2) 事業を譲り受けしようとする者について、「許可公示基準」に適合するものであること。

4. 合併、分割又は相続の認可

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、「許可公示基準」に適合するものであること。

5. 事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用することとし、事業の一部の休止又は廃止については、事業計画の変更の手続きを行うこと。

6. 条件解除の申請

「許可公示基準」に適合するものであること。

Ⅱ. 特定貨物自動車運送事業

1. 特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

I 1 (2) 及び(6)①へを除く。) 及び3の処理基準を準用する。

2. 事業の譲渡譲受の認可

(1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続きによることとする。

(2) 事業を譲り受けしようとする者について、「許可公示基準」に適合するものであること。

3. 合併、分割又は相続の認可

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、「許可公示基準」に適合するものであること。

4. 事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用することとし、事業の一部の休止又は廃止については、事業計画の変更の手続を行うこと。

附 則

(1) この処理方針は、平成15年4月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請及び届出について適用する。

(2) 平成7年6月23日付け中国運輸局公示第74号「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」は、平成15年3月31日限りこれを廃止する。

附 則 (平成19年2月16日 中国運輸局公示第127号)

この公示は、平成19年2月16日以降、締結された事業用自動車の相互使用の協定書等について適用する。

附 則 (平成24年1月13日 中国運輸局公示第74号)

この公示は、平成24年3月1日以降、届出を受け付けたものから適用する。

附 則 (平成25年8月6日 中国運輸局公示第26号)

この公示は、平成25年9月1日以降、当局管内運輸支局において受理する届出について適用する。

附 則 （平成 25 年 11 月 5 日 中国運輸局公示第 49 号）

この公示は、平成 25 年 12 月 1 日以降、受け付けたものから適用する。

附 則 （平成 27 年 3 月 26 日 中国運輸局公示第 91 号）

この公示は、平成 27 年 6 月 1 日以降、受け付けたものから適用する。

附 則 （令和 元年 9 月 30 日 中国運輸局公示第 34 号）

この公示は、令和元年 11 月 1 日以降、受け付けたものから適用する。

附 則 （令和 7 年 8 月 1 日 中国運輸局公示第 36 号）

この公示は、令和 7 年 8 月 1 日以降、受け付けたものから適用する。